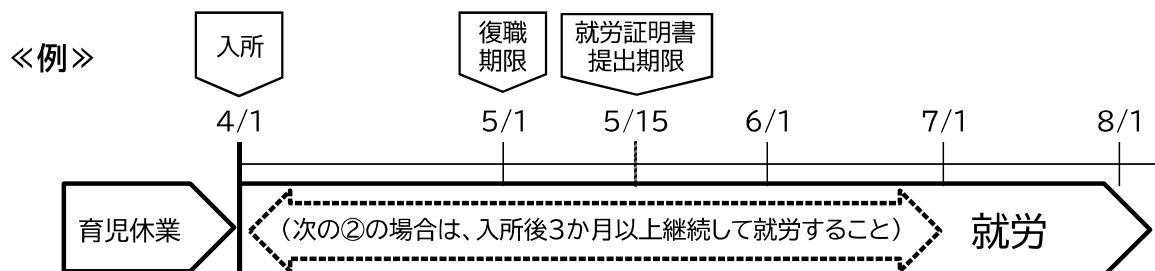


5 申込み時の注意事項

① 育休明け・産休明けでの申込み

令和8年3月31日から4月30日までに育児休業が終了し、復職する人が対象です。令和8年5月1日までに復職することが条件となります。復職後、復職したことを証明する書類(復職済みと記載の就労証明書)を令和8年5月15日(金)までに提出してください。

※入所月の翌月1日までに復職しない場合の育児休業中の申込みはできません。



※復職とは、「育児休業・産後休業を取得している勤務先に復帰すること」です。申込み時とは別の勤務先に転職しても復職したことにはなりません。

(申込み時の勤務条件を基に選考していますので、復職後の勤務条件はこれと同等以上であることが必要です。復職前後で部署の異動、派遣先の変更があった場合も同様です。勤務条件が変わり指数が下がった場合は、利用決定又は利用内定が取消しとなります。)

② 申込み時に2人目以降のお子さんを妊娠されている場合の申込み

これから産まれてくるお子さんの育児休業を取得する予定で、上のお子さんの申込みをされる方は、入所後(または育休復帰後)3か月以上継続して就労することが見込めない場合は「就労」を理由とした申込みは出来ません。③妊娠・出産の申込みは可能です。

③ 妊娠・出産での申込み

出産を理由に入所された場合、出産予定日の翌々月末で退所となります。就労等ほかの要件による継続入所はできません。引き続き入所を希望する場合は、一度退所していただき、再度入所の申込みしてください。

④ 就労・求職活動での申込み

労働することを常態とすることの目安は「1日4時間以上で、週4日以上勤務」です。入所後3か月以上継続して就労することが条件です。また、求職活動の申込みは年度に1回限り可能です。

⑤ 就労証明書について

就労状況を確認するため、就労先に問い合わせることがあります。虚偽の報告や、利用承諾後に申請内容に変更が生じた場合は、利用承諾を取り消す場合があります。

⑥ 4月1日から就労を開始する場合

新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みが記載された就労証明書を提出してください。就労実績を3か月分記載された就労証明書を3か月経過後に改めて提出してください。

⑦ 2か所以上で就労している場合

勤務している全ての事業所が作成した就労証明書を提出してください。提出の際にダブルワーク等である旨を必ずお伝えください。

⑧ 申込み後に家庭状況(就労状況、世帯の状況等)に変更があった場合

選考指数が変わる可能性がありますので、速やかに保育課へご連絡ください。

※申込内容に事実との相違や虚偽があった場合、利用承諾を取り消す場合があります。

⑨ 年度途中の申込みについて

年度途中(5月以降)の入所は、前月5日頃が申込締切です。4月入所申込みで待機となった方は、当初申込書類をもとに引き続き毎月入所調整(選考)を行います。世帯状況等に変更が生じた場合は、必要書類を申込締切日※までに提出してください。※入所希望日の前月5日。5日が土日・祝日の場合は翌日。

⑩ 滞納がある場合

同一世帯において保育料または放課後児童クラブ負担金等の滞納がある場合、審査で不利となる場合があります。申込前に必ず納付を済ませてください。また、入所後に滞納が続く場合は退所していただく場合があります。

⑪ 希望施設の見学について

希望する施設への事前の見学をお勧めします。直接保育施設へ電話し、予約してください。

⑫ お子さんに障害がある、または気になる症状がある場合の申込み

該当する場合は、窓口で必ずお申出ください。集団保育が可能であるお子さんが申込みの対象となります。定員に空きがあったとしても、施設側の受入体制が整わないときは、入所できない場合もあります。

⑬ 内定辞退について

内定通知後に辞退された場合、その年度内は指数が減点されるため、その後の選考に影響があります。

なお、内定を辞退する場合には、速やかに保育課に連絡のうえ、「保育所入所内定辞退・申込取下届」を提出してください。